

犬山かがやきプラン

犬山市教育振興基本計画



犬山市・犬山市教育委員会
平成 30 年作成

犬山市教育振興基本計画（犬山かがやきプラン）の構成（目次）

第1章 教育振興基本計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	3

第2章 犬山市の教育の基本的な考え方

1. 基本理念	4
2. めざす姿	4
3. 取り組みの方向性	6

第3章 今後5年間の重点施策と具体的な取り組み

施策の体系	7
1. 学びの芽を育む 【子ども未来課】	9
現状と課題	
目標と施策	
2. 学びの心を育む 【学校教育課】	14
現状と課題	
目標と施策	
3. 学びを深める 【文化スポーツ課】	21
現状と課題	
目標と施策	
4. 学びを広げる 【歴史まちづくり課】	27
現状と課題	
目標と施策	

第4章 計画の推進にあたって

1. 推進体制の強化	31
2. 計画の進行管理及び点検・評価	31

第1章 教育振興基本計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

犬山市教育委員会では、「生涯にわたって自ら学び続ける感性豊かなひとづくり」の基本理念のもと、人格形成の基礎を作る幼児期を豊かに過ごすため、地域のつながりの中で行政と地域が協働し、保護者が子育てや子どもの成長に喜びを感じ、安心して子育てができるよう支援を行っています。そして、小中学校においては少人数学級による学級編制や少人数授業・T T授業などの学習環境を活かした教育課程の創造を学校の創意工夫に委ね、教育委員会が学校を支援するシステムを充実するように努めています。また、市民の学習意欲を高め、生きがいのある充実した生活が営めるよう、社会教育・社会体育の領域にわたって、学びの機会の提供、指導者の育成、施設の拡充に努めています。さらに、「犬山」固有の歴史的・文化的資源を再発見・再認識することにより、地域を愛し、郷土に誇りがもてる人材の育成を促進し、地域とともに成熟した「市民社会」の構築を図っています。



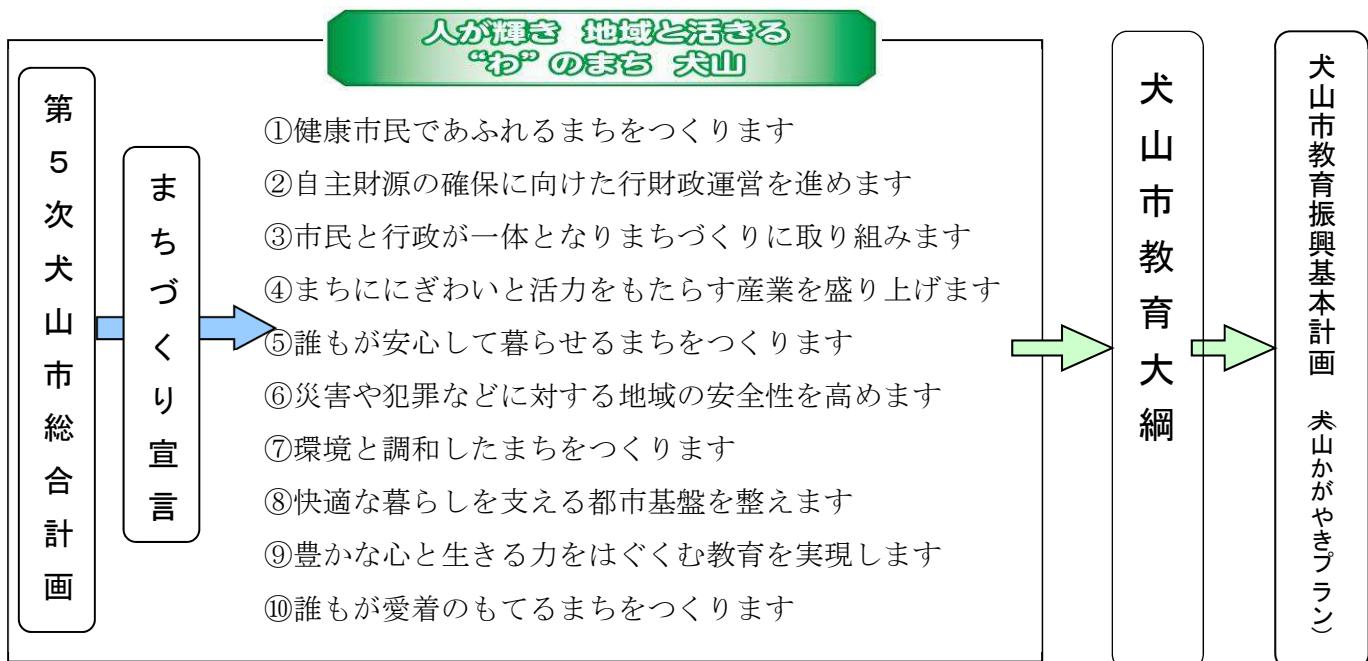
こうした中、犬山市においては、出生数の減少にともなって年少人口が減り、幼児教育、学校教育を受ける人口の減少が見込まれています。また、人々の生活スタイルの変化に伴って、家庭や地域のあり方やその機能も大きく変わってきています。地球規模で進む、情報や資源、人や技術などが交流するグローバル化、I TやA I化は人間の予測を超えて進展しています。人々の生活スタイルがいかに変化しようとも、子どもたちには、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を作っていくのか、どのように社会や人生をより良いものにしていくのかという目的を自ら考え出す力を身につけなければなりません。そのためには、必要な情報を見出し、その情報を深く理解して自分の考えをまとめたり、相手にふさわしい表現を工夫したり、答えのない課題に対して、他者と協働しながら目的に応じた形を見出したりする場面が求められています。市民一人ひとりが社会の一員として、生涯にわたって地球の環境を護りながらグローバル化する社会を持続発展させるため、教育の果たす役割は大きいと考えます。

そこで、地域、家庭、学校の連携を深め、乳幼児からの豊かな育ちを支え、特色ある学校教育を推進し、地域社会から国際社会まで幅広い舞台で活躍できる人材を育成するとともに、生涯学習やスポーツ活動などを通じて、市民の豊かな心と生きる力を育むことが大切だと考えます。また、歴史や伝統文化、自然などの郷土の資源を大切に守り育て、後世に継承していくことで、子どもからお年寄りまで、市民一人ひとりが犬山市への誇りと愛着を持ち続けるとともに、市外在住の方にも魅力を伝えることのできる施策を創造したいと考えます。

この「犬山かがやきプラン（犬山市教育振興基本計画）」は、こうした施策を整理し、次代を展望した総合的な計画としてまとめるものです。教育改革や学校を支援してきた学校教育の施策をはじめ、幼児教育・社会教育・社会体育の観点や犬山の歴史・文化を踏まえた人づくりなどについて、創造する教育の方向性や目標を明らかにするものでありたいと思います。

2. 計画の位置づけ

犬山市では、長期的な市政の方向性を示し、市民と行政がまちづくりをすすめる第5次犬山市総合計画を策定しています。この総合計画では、「人が輝き 地域と活きる”わ”のまち 犬山」をテーマにしています。その実現のために犬山の教育について、目指す方向性や担い手となる様々な主体の役割、取り組みの方向性などの根本的な方針として平成29年3月に犬山市教育大綱を策定しました。「犬山市教育振興基本計画（犬山かがやきプラン）」は、教育基本法第17条第2項に基づき、犬山市における教育の振興のための個別の施策と地方公共団体における「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であるとともに、犬山市教育大綱のもと、教育に関する個別の施策と具体的な取り組みを定めるものです。犬山市教育委員会の施策を組み立てていくことや、適切な教育環境を整えるための指針、犬山の教育を進展させる目標としたいと思います。



3. 計画の期間

学習指導要領は約10年ごとに改定されており、小中学校学習指導要領と幼稚園教育要領の改定案が平成29年3月に公示されました。同時期に保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領も改定されました。学校教育はもとより、幼児教育や生涯学習、地域社会との連携も学習指導要領の内容をよりどころとする場面が多いため、この計画は、平成30年度から平成34年度までの概ね5年間に目指すべき教育の目標を示すとともに、その実現に向けて計画的に取り組むべき施策を定めます。なお、計画期間中において法律の改正等が生じた場合は、必要な見直しを図ります。

第2章 犬山市の教育の基本的な考え方

1. 基本理念

教育は地方分権が基本で、市区町村は独自の教育施策を展開することができます。こうした制度のもと、犬山市教育委員会は、「生涯にわたって自ら学び続ける感性豊かなひとづくり」という基本理念を掲げ、学びのまち犬山をめざします。

2. めざす姿

■ めざす子ども像

自ら学ぶ力を身につけた子ども

自ら学ぶ力を身につけた子どもとは、基礎的な学力を身につけ、家族や友達を大事にし、地域を支え、自分の人生を大切にするとともに、生涯にわたって自ら学び続けようとする資質や能力を身につけた感性豊かな子どもです。

■ めざす教師・保育士像

自ら学び続ける教師・保育士

自ら学び続ける教師・保育士は、日常の授業・保育や子どもの育ちを振り返りながら子どもたちと感動を共有し、学び合う教師・保育士集団が教師・保育士同士で成果を共有したり高め合ったりして常に切磋琢磨しながら自らを向上させます。そして、教師・保育士相互の人間関係に支えられた内からの動機づけで継続的に授業・保育に工夫を凝らし改善を重ね続けます。

■ めざす子ども未来園、学校像

自主性を育てる保育・教育、自立する学校

子ども未来園は、全人格の基礎を培う乳幼児期の子どもの自主性を育てる保育・教育をめざし、豊かな生活や遊びを提供し、家庭や地域と共に、子どもの健やかな成長を促していきます。

自立する学校は、教育委員会の支援のもとで、教育課程や学級編制などを創意工夫し、質の高い安定した日常が提供できるようにします。

そして、子ども、保護者、地域に対して、本気で向き合い、より信頼される子ども未来園、学校を目指します。

■ めざす教育委員会像

積極的に思考し、行動する教育委員会

教育委員会は、教育の政治的中立性と継続性を確保しつつ、教育に対する市民の信頼と期待に応え、より開かれた教育行政を推進するため、子ども未来課、学校教育課、文化スポーツ課、歴史まちづくり課が関係機関との綿密な連携、情報共有を図ります。そして、赤ちゃんからお年寄りまで、切れ目のない一貫した学びを提供できるように、積極的に情報発信を行い、学びのまちづくりを進めます。

■ めざす地域像

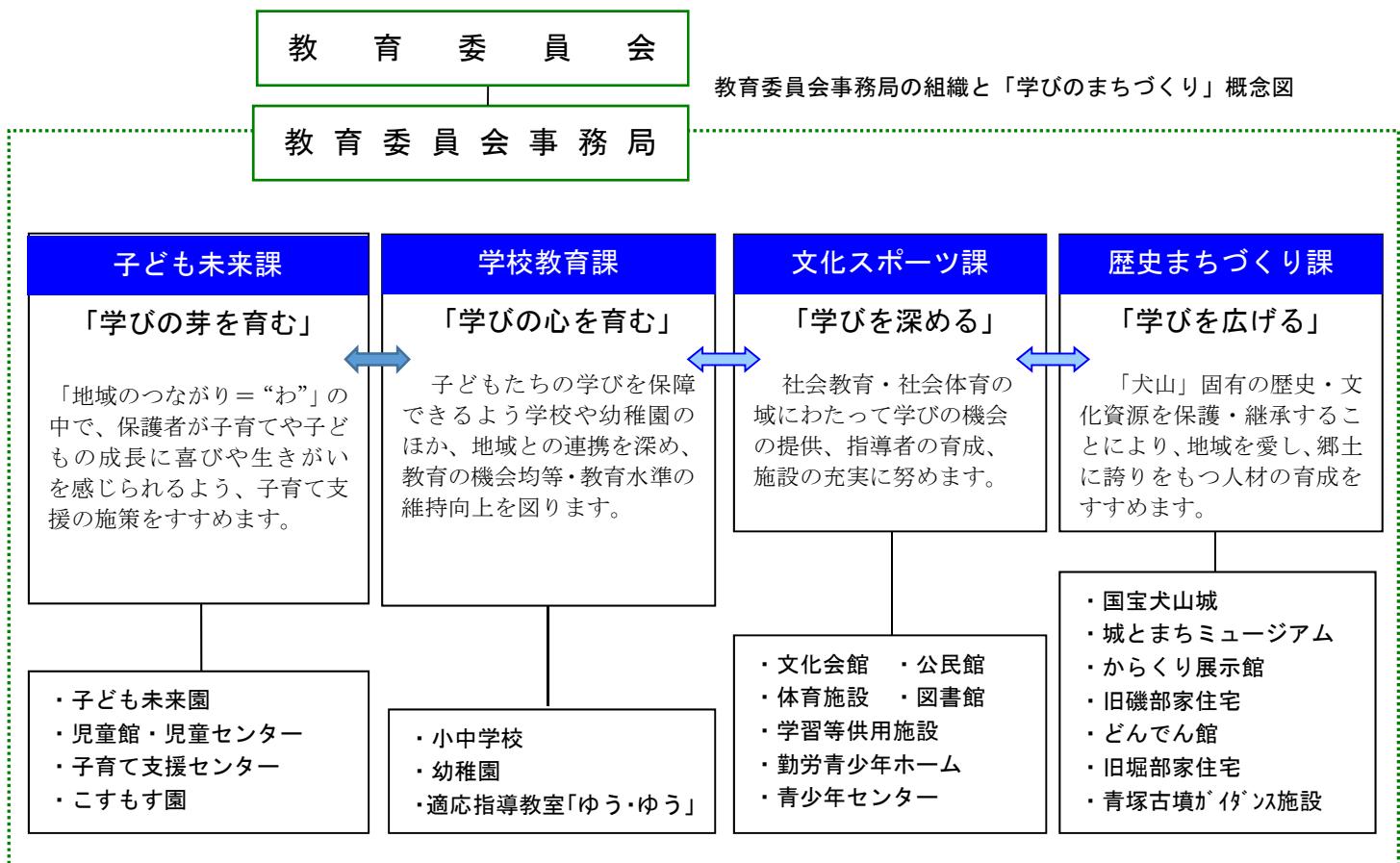
子どもや家庭をみんなで支えあう地域

地域の中で誰もが参加し活躍できる場をつくり、衰退している地域の子育てネットワークを再構築し、地域における子どもの見守り活動の推進やスポーツ団体、文化活動団体等との連携により、安心して子育てができるまち犬山をめざします。そして子どもたちが地域の中で豊かさを感じ、感謝の心を持てるよう地域の子は地域で育てるという意識を高めます。

■ めざす家庭像

やすらぎとふれあいのある家庭

家庭は、未来を担う子どもの健やかな育ちの基盤です。家庭教育はすべての教育の出発点であり、未来を担う子どもたちへの大切な贈り物です。子どもが家族とふれあい、十分な愛情を受けることは、基本的な生活習慣や生活能力、豊かな情操、他人への思いやり、基本的な倫理観、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身に付けていく上で重要な役割を果たします。親が子育ての喜びを感じ、子育てにより自らも学び育っていけるよう、子育て機関や小中学校、地域などが連携し、子どもの心のよりどころとなるような家庭となるよう支援します。



3. 取り組みの方向性

「生涯にわたって自ら学び続ける感性豊かなひとづくり」を実現するために、以下の3つの視点を重視しながら取り組みを進めます。

まなぶ ○学ぶ

【学びのまち】

学びの芽・学びの心を育み、学びを深め、学びを広げる取り組みを互いに連携させることにより、「学びのまち犬山」らしい、幅広く厚みと深みのある施策を展開するとともに、教育環境の整備を進めます。

【感動の共有】

感動を伝える喜びとわかった時の感動が相互に共有できる学び合いを進めます。

【学びと遊び】

人は、遊びや体験、他の人との関わりを通じて、社会性や自立心、コミュニケーション力など多くのことを学びます。「遊びの中に学びあり、学びの中に遊びあり」という考え方のもと、笑顔があふれ、遊び心を育む学びを支援します。

つながる ○繋がる

【活躍の場づくり】

犬山市の強みである豊富な地域資源を活かし、まちを舞台にいろいろな人がいろいろなテーマで出会い、参加し、活躍できる場づくりを支援します。

【郷土愛と豊かな心の育成】

伝統・文化・芸術・スポーツなどを通じた人の繋がりを大切にして、他を思いやり礼節や約束を守り、「ふるさと犬山」を愛する豊かな心と人間性を育てる教育を充実します。

【地域間交流の促進】

多文化共生や世代間交流の促進により、お互いの価値を認め合い、尊重する心を育みます。

つくる ○創る

【感性を育む】

次代を担う子どもたちの豊かな感性を育むため、すべての学びの基礎となる国語力を高める取り組みを進めます。

【結婚や子育てへの希望を育む】

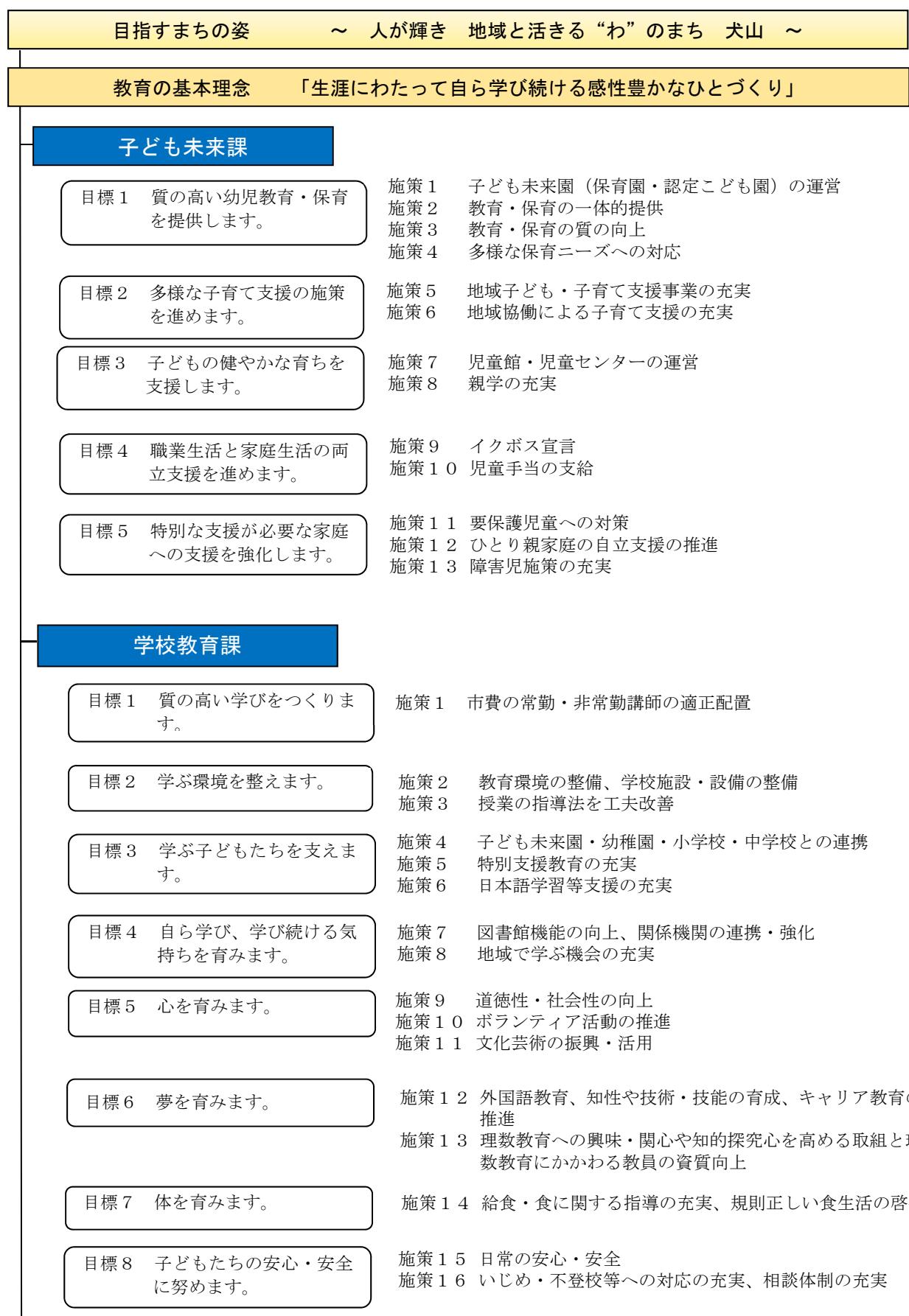
子育てをする人が喜びや楽しさを実感でき、その思いを社会全体で共有して、若い世代が結婚や子育てに夢や希望を持てるような取り組みを進めます。

【連携による推進】

多分野の政策間連携により、個々の教育施策の付加価値を高めます。

第3章 今後5年間の重点施策と具体的な取り組み

施策の体系



文化スポーツ課

目標 1 自ら学び、教養を深める事業を行います。

施策 1 犬山市民総合大学「敬道館」開催事業
施策 2 犬山市子ども大学開催事業
施策 3 公民館講座の発展・充実

目標 2 社会教育施設を見直し、適正に管理運営します。

施策 4 公民館などの見直し

目標 3 地域の人材を活用し、中学校の部活動をサポートします。

施策 5 中学校部活動への指導者派遣事業

目標 4 青少年の健全育成を図ります。

施策 6 犬山市青少年センター事業

目標 5 知的好奇心を高め、読書活動を推進します。

施策 7 犬山市立図書館のネットワーク事業
施策 8 子ども読書活動推進事業

目標 6 芸術・文化に親しむ機会を提供します。

施策 9 犬山市民文化会館自主事業
施策 10 芸術・文化振興事業

目標 7 スポーツの拠点施設を整備をします。

施策 11 屋外・屋内スポーツ施設の適正管理・運営

目標 8 スポーツ事業の普及・推進を図ります。

施策 12 地域コミュニティでのスポーツ推進
施策 13 学校体育施設開放事業
施策 14 マラソン大会事業
施策 15 スポーツコミッショング設置事業

歴史まちづくり課

目標 1 歴史・文化財の保存・活用を図ります。

施策 1 犬山城城郭保存活用事業
施策 2 犬山城天守保存修理事業
施策 3 史跡東之宮古墳整備事業
施策 4 民俗文化財保存伝承事業
施策 5 犬山祭伝承保存事業
施策 6 「歴史的風致維持向上計画」の推進に関する事業
施策 7 石上祭総合調査事業

目標 2 歴史・文化のネットワークづくりを進めます。

施策 8 青塚古墳史跡公園管理・活用事業
施策 9 (仮称) 新からくり展示館整備事業

目標 3 城下町地区の整備を進めます。

施策 10 伝統的建造物保存事業

1. 学びの芽を育む 【子ども未来課】

◆ 現状と課題

- ① 人の一生において、乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期です。子どもが人として生を授かり、その後の成長過程で最良の幸せを得るには、家庭やまわりの人の愛情を受け、十分に養護の行き届いた環境整備が必要です。
- ② 子どもは、安定した生活を通して周囲に存在するあらゆる環境からの刺激を受け止め、自分から興味を持って環境に関わり様々な活動を展開し、充実感や満足感を得ることで学びの芽を育みます。

そのため、子育てをその家族のみで取り組むべきこととしてとらえるのではなく、「子どもは社会の宝」「地域の子ども」という意識を持ち、地域の人々が近隣の子どもの成長に関心を持ちながら、子育てを地域全体の問題として考えることを大切にし、行政と地域の協働で行う子育て支援の仕組みを構築する必要があります。

◆ 目標と施策

目標 1 質の高い幼児教育・保育を提供します。

全国的に少子化が進行している中、犬山市においても出生率は減少傾向にあり、保育所に入所する児童も減少しています。一方で、女性の社会進出に伴い、低年齢時から保育を必要とする家庭は増加しています。

多様化する保育ニーズに柔軟に対応するため、教育・保育の一体的な提供を推進します。また、子どもの健やかな育ちの保障のため、幼稚園教諭や保育士の人員配置、資質の向上など、教育・保育の質の確保を図ります。

施策 1

子ども未来園（保育園・認定こども園）の運営

① ハード・ソフトの整備

保護者のニーズを把握し、需用が高くなる未満児保育に対応するため、施設改修を行い供給体制を整えていきます。保育士不足に対応するため、保育士確保のための保育士フェアの開催や保育士バンクの取組を進めます。

② 子ども未来園の今後のあり方の検討

保育の質の向上を図り保護者の保育ニーズに応えるため、子ども未来園の今後の運営について、園のあり方の検討を進めます。必要な保育サービスが提供できるよう地域性や子ど�数に合わせた保育事業の機能集約、施設の統合等を進めると共に、給食調理業務の一部委託を平成30年度から開始します。

施策2

教育・保育の一体的提供

① 認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園を市内2園で運営しています。市内の私立幼稚園・保育園に対して情報提供を行い、認定こども園の移行を検証していきます。

② 子ども未来センター

幼児期の育ちの連続性・接続性を高めるために設置している子ども未来センターの事業を推進します。市内の幼児が通う私立幼稚園へ情報提供を行い緊密な連携を図ります。情報交換会や連絡会、合同研修会などを実施し、小学校と連携して子どもの成長をつなげていきます。

③ 保健センターとの連携

妊娠・誕生から始まる乳幼児期の育ちを保障するため、保健センターと連携して子育て環境の整備に努めます。

施策3

教育・保育の質の向上

保育の質の向上を図るため、保育実践や研修などを通じて、保育の専門性を高めるとともに、保育内容に関する職員の共通理解を図り、協働性を高めます。

施策4

多様な保育ニーズへの対応

休日保育や延長保育、一時保育など、多様な保育ニーズを把握し、保育が提供できるように実施体制を整えます。

集団保育が可能な障害児について、個々の子どもの発達や障害の状態を把握し、他の子どもとの生活を通して両者がともに育ち合えるように環境を整えます。巡回指導や研修会、研究会の実施による保育者の資質の向上や保健センター、こすもす園、小学校等との連携を強化し、子どもの育ちをつなぐ資料（「あゆみ」）の活用を進めます。

目標2 多様な子育て支援の施策を進めます。

妊娠・出産期から、小学校就学後まで、子どもの育ちの段階に合わせた様々な支援を身近で提供できる体制を整えます。また、地域のつながりの中で、より多くの人が関わり合いながら子どもの育ちを支えていくよう、多様な主体の子育て支援への参入を促進し、地域協働での支援体制を整備します。

施策5

地域子ども・子育て支援事業の充実

① マイ保育園事業

初めて母親になる人が、安心して出産、育児ができるよう、保健師や保育士がサポートします。市内の子ども未来園で子育て体験や相談ができる場を設け、保健センターと連携して出産前や出産後の育児の不安を解消します。

② 子育て支援の事業を周知

子育て支援の様々なサービスについて、子育てガイド「さくらんぼ」やホームページ、広報等を通じて、子育て支援の情報を一括し、解りやすく見やすく提供し、周知します。

③ 子育て支援センター事業

未就園の親子の遊び場、交流の場、相談の場として子育て支援センターの事業を進め、子育て不安の軽減、子育て情報の提供、子育ての知識を身につけるための育児講座など、保護者のニーズにあった事業を実施します。

④ ファミリー・サポート・センター事業、養育支援事業

会員同士による育児の相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センター事業では、事業の広報や周知をし、援助会員の確保に努め、利用しやすい体制作りを進めます。また、児童を養育することに支援が必要な家庭に、養育支援訪問やショートステイ、トワイライト事業等を実施し、安定した児童の養育を図ります。

⑤ 放課後児童クラブ事業

小学生の授業後の生活の場を提供する放課後児童クラブは、利用年齢の拡大に伴う利用者の増加に対応できるよう、実施場所の確保に努めます。学校教育課と連携し、子どもの安全・安心な居場所として小学校の余裕教室等を利用した放課後児童クラブの実施を進めます。

施策 6

地域協働による子育て支援の充実

① 子育てサークルの育成

市内の子育てサークルが互いに交流できるよう連絡会を充実し、交流会等の開催を支援することにより、子育てに関する情報交換、発信を促進します。

② 地域活動クラブの支援

児童館・児童センターを拠点とし、児童の安全を確保する活動などを通して、地域における児童の健全育成を行う地域活動クラブの事業を支援します。

③ 地域との交流促進

保育所では、園庭を開放し、園児と地域の高齢者、未就園児親子などとの交流を促進します。NPO等の協力のもと、外国籍の子どもを対象とした小学校就学前のプレ教室の支援を行います。

④ 赤ちゃんの駅事業

乳幼児親子が気軽に立ち寄り、授乳やおむつ交換などができる場所を提供する赤ちゃんの駅事業を啓蒙し、子育て親子が外出しやすい環境を整えます。

⑤ 子供会の育成

地域の活性化、非行防止にも寄与する子供会活動を支援し、地域児童の健全育成を図ります。

目標3 子どもの健やかな育ちを支援します。

子どもが豊かな心を育んでいくためには、家庭や地域で、様々な体験や人との関わりを通じて社会性や自立心を身に付けていくことが大切です。

また、すべての教育の出発点である家庭において、保護者が子育てに関する知識を持ち、家庭内における子育ての大切さを認識できるよう、親力育成のための取り組みの充実を図ります。

施策7 児童館・児童センターの運営

心身ともに健やかな育ちを支援するため、子ども同士の交流を深めるとともに、自主性・主体性を育むことができる遊びの場として、児童館・児童センターの適切な運営と事業推進、児童館・児童センターの整備事業を進めます。

施策8 親学の充実

子どもを育む最も重要な場である家庭における教育の重要性を浸透させていくため、講座の開催や、家庭や地域の教育力の向上事業に取り組みます。

① 子育て支援センター

「0・1・2歳児を持つ親の勉強部屋」「わくわくっこ」「にこにこタイム」など、未就園児を持つ保護者を対象とし、子育ての基礎知識の普及を目指し、各方面の専門講師による講座を開催し、子育て力の向上を目指します。

② 保育園

親育ちの場としてステップアップ講座、親子の関わりを深めていく機会として親子広場を実施します。また、年長児親子が声楽家の歌声に触れるわくわく音楽会を開催し、音楽による親学を進めていきます。

目標4 職業生活と家庭生活の両立支援を進めます。

家族がともに過ごす時間を確保していくことは、子どもの幸せのためにも大切です。男女ともに仕事と家庭、育児に参画できるよう、職場環境の改善を関係各課と連携し進めるとともに、家庭内での意識改革を促進し、男女がともに家事・育児に積極的に関わることができるよう啓蒙します。

施策9 イクボス宣言

犬山市は、平成29年5月に、職員のワーク・ライフ・バランスの推進のため、いきいきとした職場、働きがいのある職場環境づくりに取り組む「イクボス宣言」をしました。市内にイクボスの取り組みを広げ、企業への働きかけを積極的に行っていきます。

施策10 児童手当の支給

家庭等の生活の安定に寄与し、児童の健やかな成長に資するため、中学校3年修了までの児童を養育している保護者に定期的に手当を支給していきます。

目標 5 特別な支援が必要な家庭への対応を強化します。

それぞれの家庭が抱える課題にきめ細やかに対応できるよう、関係機関との連携・協力体制を強化し、特別な支援が必要な子ども・家庭の早期発見・早期対応に努めるとともに、相談支援体制の整備を進めます。

施策 1 1

要保護児童への対策

児童虐待につながる子育て家庭の不安や負担の軽減を図るため、保健センターや家庭児童相談室による子育て相談事業をはじめとする子育て支援策の推進に努めます。

また、児童相談センター、警察、小・中学校、幼稚園・保育園等の関係機関との連携を密にして、児童虐待の防止と早期発見・対応に努めます。

施策 1 2

ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、仕事と子育ての両立に課題が多く、家庭でも様々な問題を抱えているほか、経済的な不安を抱えるケースが少なくありません。育児手当、児童扶養手当などの経済的支援をはじめ、ひとり親家庭が自立した生活を営めるよう、自立支援員を配置して日常生活支援を行います。

問題を抱える母子家庭や配偶者からの暴力（DV）で悩んでいる人の保護や自立への支援をする母子生活自立支援施設（キルシェハイム）の運営を行い、こうした家庭の支援を進めます。

施策 1 3

障害児施策の充実

障害のある子ども一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばしていくため、一人ひとりの多様なニーズに応じた切れ目のない支援体制の構築を進めます。

① 相談、支援体制

各関係機関との連携により、発達に遅れのある子どもの早期発見に努めるとともに、子どもの発達段階に合わせた支援の提供や保護者の相談体制の充実を図ります。

② こすもす園

児童発達支援事業実施施設（こすもす園）では、親子で通園することにより、遊びの中で児童一人ひとりの発達を促進し、保護者と子育てのあり方をともに考え、育ちを支援します。療育内容の充実、子ども未来園との交流事業、幼稚園との連携強化を図ります。

③ 児童クラブ

児童クラブに通う児童には、支援員を配置し、生活や遊びの支援を充実させます。研修や担当者会議等で支援員の資質向上を図ります。

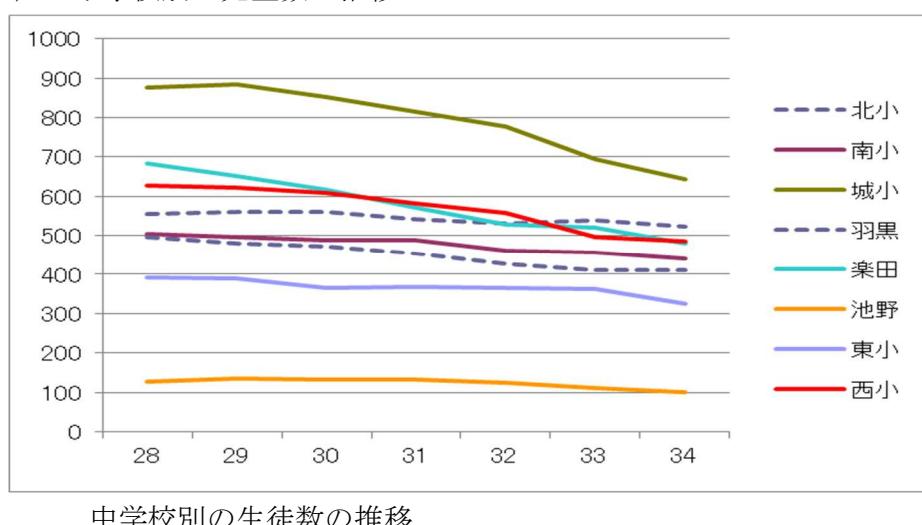
2. 学びの心を育む 【学校教育課】

◆ 現状と課題

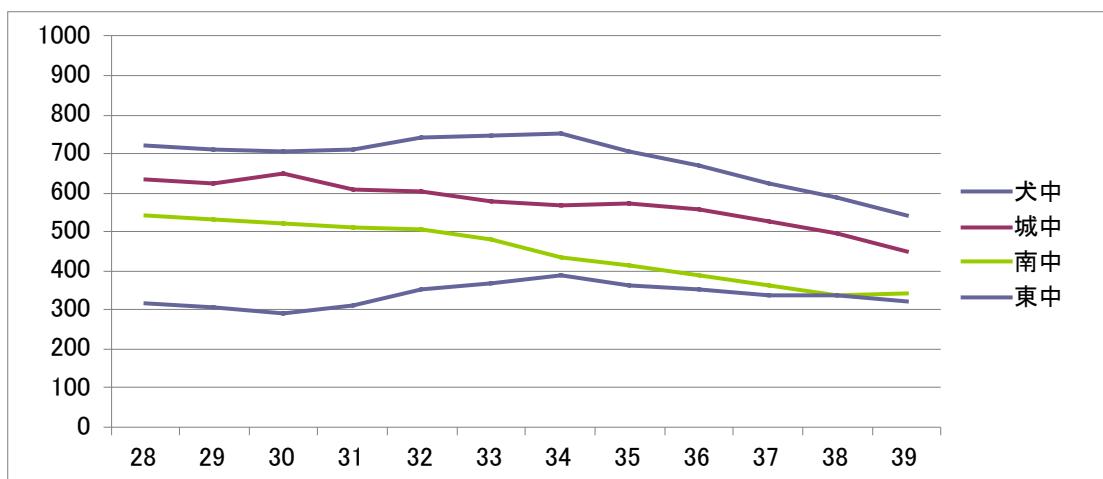
- ① これまで犬山市が学校教育の中で培ってきた実践や蓄積を生かし、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質や能力を一層確実に育成するために、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を地域の特色を生かして作成し、運用していく必要があります。
- ② 本市の小中学校の児童・生徒数は減少傾向にあり、現在の約 6,200 人が 5 年後には約 5,600 人に減少する見込みです。(図 1)

このような現状の中、本計画に基づき教育行政を推進し、本市教育のさらなる質の向上を目指ことで、子どもが夢を持って伸び伸びと学習や生活ができるよう環境の整備を進めていく必要があります。

(図 1) 小学校別の児童数の推移



中学校別の生徒数の推移



- ③ 本市では、昭和 30 年代から 50 年代にかけて児童・生徒数の増加に合わせ、多くの学校施設が建築され、建築から 30 年を経過した建物が 4 分の 3 を占め老朽化が著しい状況です。こうした状況の中、平成 29 年度に作成した犬山市小中学校施設整備計画に基づき、施設

の適正な管理及び教育環境の整備、子どもたちの安全確保のため、着実に施設整備を進めていく必要があります。

◆ 目標と施策

目標 1 質の高い学びをつくります。

施策 1 市費の常勤・非常勤講師の適正配置

① 少人数学級編制と少人数・TT授業

市費負担教員を採用し、学級担任を増やし、35人程度の学級編制に努めます。

市費の非常勤講師を配置し、算数・数学、理科、英語などの授業で、きめ細かな指導や支援に努めます。

② 授業改善犬山プラン（参照：別冊資料 授業改善犬山プラン）

各学校が行う、少人数学級編制、少人数・TT授業、特別支援教育などが充実するよう、学校の実状に応じて、単年度ごとに市費の常勤・非常勤講師の人的配置計画を策定します。

③ 市費教職員の採用、研修

よりよい人材を確保するため、採用時の選考計画の適正化に努めます。また、採用後も市費の常勤・非常勤講師の指導力や資質の向上のため研修を充実させます。



目標 2 学ぶ環境を整えます。

施策 2 教育環境の整備

校舎・体育館、施設・設備の改修、備品などの整備を犬山市小中学校施設整備計画等に基づき計画的に進め、子どもたちが安心で快適に学べる学校の教育環境を整えます。

施策 3 授業の指導法を工夫改善

① 児童・生徒の言語活動を充実

言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、児童・生徒の言語活動を充実させていきます。併せて、読書活動を充実していきます。

② 情報活用能力の育成

各学校において、情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これを適切に活用した学習活動の充実を図るとともに、新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な使用を図っていきます。

③ 全ての教職員の資質や力量向上（参照：別冊資料 教員向け学校公開）

各学校が年間を通じて教員向け学校公開を行い、市内全ての教職員がお互いの授業を見たり授業研究に参加したりして、一人ひとりの教職員が授業の工夫改善に努めます。また、この学校公開に併せ、経験豊かな教師の授業づくりを学ぶ機会を設けます。

④ 犬山ならではの授業づくりの理解促進

学校の要請に応じて、授業づくりコーディネーターを派遣し、主に若手の教員に対して、学級経営や授業の指導法などについてアドバイスします。また、犬山で培われた子ども主体の授業づくりのあり方を継承します。

⑤ 目の前の子どもに合った副教本・副教材などの作成

犬山市独自で副教本・副教材などをつくります。こうした副教本・副教材などで魅力ある授業を提供するとともに、学ぶ喜びを味わわせ、子どもたちが自ら学ぼうとする授業づくりをすすめます。

目標3 学ぶ子どもたちを支えます。

施策4 子ども未来園・幼稚園・小学校・中学校との連携

① 小中連携

学習や学校生活などについて小学校と中学校の適切な接続を図るため、中学校区と同じくする小学校、中学校が連携を深め、指導法の工夫改善の研究をします。

② 幼保小連携推進

保育士や教諭が互いに情報交換に努めたり合同の研修を行ったりして、幼稚園・子ども未来園（保育園）から小学校への円滑な接続を図ります。

③ 円滑な就学

保育や子育てなどの拠点施設である子ども未来センターと教育委員会が諸課題を共有し、就学前から就学後までの一貫した指導や支援ができるよう努めます。



施策5 特別支援教育の充実

① 子どもへの支援

学習や生活で困難さのある子どもたちの支援を行うため、小中学校に特別支援教育支援員・介助員を配置します。また、適切な支援ができるよう特別支援教育支援員の研修も行います。

② 犬山市の特別支援教育

特別支援教育の振興と推進を図るため、関係機関や校長会、教頭会などの代表者で犬山市特別支援教育連絡協議会（参照：別冊資料 犬山市特別支援教育連絡協議会）を組織し、特別支援学校や学識経験者の助言の下、犬山市としての特別支援教育のあり方について協議を深めます。

施策 6

日本語学習等支援の充実

日本語指導が必要な子どもが在籍する学校に語学指導員を派遣し、日本語を学ぶ子どもたちや保護者を支援します。また、県の事業を積極的に活用して日本語指導教室を開き、母語が異なる子どもたちの日本語理解と学校生活への適応を図ります。

目標4 自ら学び、学び続ける気持ちを育みます。

施策 7

図書館機能の向上、関係機関の連携・強化

市立図書館や図書館司書と連携して学校の図書館を整備したり読書に関する行事を企画したりして、子どもたちの読書活動を促します。

施策 8

地域で学ぶ機会の充実

文化スポーツ課が企画する「犬山市子ども大学」の各種講座（お茶、美術、実験工作、自然教室など）を活用し、子どもたちが犬山の特性や伝統文化を地域で学べる機会を充実させます。

目標5 心を育みます。

施策 9

道徳性・社会性の向上

① 道徳教育の充実

「考え方論する道徳」の授業を中心に、あらゆる教育活動を通して、豊かな人間性の育成に努め、道徳的実践力を高めます。

② 命を大切にする教育

「生命の尊さ」を基盤とし、「思いやり」「家族愛」なども重視した感動を覚える授業を行います。

施策 1.0 ボランティア活動の推進

① 福祉に対する理解

犬山市社会福祉協議会と協力して、手話・点字・車椅子などの体験学習を行い、福祉に対する理解や支援の在り方を学びます。小中学生が福祉施設や子ども未来園での保育体験を通して子育てや保育について理解を深めます。

施策 1.1 文化芸術の振興・活用

① 市音楽会・児童生徒作品展

市音楽会や児童生徒作品展を企画し、身近な芸術に触れる機会をつくります。

② 心を育むプロジェクト

豊かな心の成長を願って平成26年度に制作・策定した犬山こころの歌「未来に向かって」〔小学校〕・犬山こども人権宣言「笑顔への誓い」〔中学校〕の趣旨を引き継ぎ、健全な心を育みます。

③ 郷土の理解

犬山城、文化史料館など市内の史跡や史料館を郷土学習の拠点とし、小中学生の見学や教職員の研修の場として活用します。



目標6 夢を育みます。

施策 1.2 外国語教育、知性や技術・技能の育成、キャリア教育の推進

① 外国語活動・英語教育

犬山市独自で、ネイティブの英語指導講師を活用したカリキュラムを作成し、外国語活動・英語教育の指導法の工夫改善を進めます。

(参照：別冊資料 「授業改善犬山プラン」による人的支援)

② キャリア教育・職業観

職場体験などを通じて、夢や希望を持って前向きに自己の将来を設計するとともに、働くことの意義、責任感などの社会性を身につけます。

施策 1.3 理数教育への興味・関心や知的探究心を高める取組と理数教育にかかる教員の資質向上

① TT指導

小中学校とともに、算数・数学の授業でTT指導を取り入れます。また小学校の理科でも講師と担任で実験や観察などの学習が安全で充実するようTT指導による授業づくりを進め、子どもたちが興味を持って学べるようにします。



② 理科の教材・副教本の活用

教師の手作り教材や地域の素材を取り入れるなどして子どもたちに市独自の教材を提供し、理数教育への興味・関心や知的探究心を高めます。

③ 地域の研究機関との連携

世界的研究機関である京大靈長類研究所やモンキーセンターとの連携を図り、子どもたちの視野を広げ、科学への興味関心を高めます。

目標7 体を育みます。

施策14 給食・食に関する指導の充実、規則正しい食生活の啓発

① 自校調理による安心安全な給食の提供

栄養教諭、学校栄養職員が作成した献立に基づき、民間業者により各学校の給食室で副食を調理して提供します。安心安全な給食提供のために、地元の食材を使うほか、教職員は食物アレルギーに関する知識と、緊急時の対応について理解を深めます。

② 栄養職員配置

県費による栄養教諭、学校栄養職員に加え、市費の栄養職員を配置し、各学校の調理業務の適切な運営や給食を題材に健全な食生活、食文化の継承、健康の保持増進などの食育活動を行います。

目標8 子どもたちの安心・安全に努めます。

施策15 日常の安心・安全

犬山市通学路安全対策連絡協議会を開催し、警察や市の道路管理者などと連携を深め、交通安全・防犯・災害など、通学路での安心・安全について協議を進めます。

施策16 いじめ・不登校等への対応の充実、相談体制の充実

① 相談活動

県のスクールカウンセラーを学校へ派遣し、教職員・保護者などとの相談体制を整えます。

② 不登校児童生徒の学校復帰

適応指導教室「ゆうゆう」に専門的な職員を置き、不登校児童生徒の学校復帰に向けた指導・支援を行います。

③ 卒業後の相談・支援

文化スポーツ課と連携して、青少年センターの機能を強化し、いじめ・非行・引きこもりなどの解消に向けた相談・支援を行います。

3. 学びを深める 【文化スポーツ課】

◆ 現状と課題

- ① 市民の学びのニーズが多様化する中、生涯学習事業を幅広い世代を対象に多角的に展開し学びの機会を提供するとともに、生涯学習活動を市民が自主的に行うことができる環境を整える必要があります。そのためには、魅力的な生涯学習事業を展開するほか、公民館など老朽化した社会教育施設を見直し、時代に合った運営方法を検討するとともに、施設の適正な維持管理が求められています。
- ② 青少年の抱える問題がより深刻化し、かつ、内面化していることを受け、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を、犬山市青少年センターを核として取り組んでいく必要があります。
- ③ 図書館を読書の拠点施設、地域の情報センターとして位置づけていくため、蔵書の充実や、新たな社会の要請に対応した情報の提供、子どもたちが本に親しむことができる環境づくりが課題となっています。
- ④ 市民文化会館の利用率が伸び悩んでいる現状を受け、施設の申請時期を6月前から1年前としたり、市との共催事業の要件を緩和したりすることで、文化活動の拠点施設として市民に利活用してもらう環境づくりに努めています。また、適切な施設の修繕、保守、管理を行うことで、施設の長寿命化を図る必要があります。
- ⑤ 市体育館や多目的スポーツ広場をはじめ、テニスコート（内田多目的広場（新設）・山の田公園（改良・増設））など、近年、新たなスポーツ施設整備が進む一方で、その他の既存施設は経年劣化や老朽化も目立ち始めており、計画的かつ大規模な修繕工事の必要性も検討すべき時期を迎えています。今後も安定的に維持や運営を行う上では、その経費に対して、利用者（受益者）が一定割合を負担するという、施設使用料の考え方も検討していかなければなりません。
- ⑥ スポーツに対する取り組みやニーズの多様化に伴い、体育協会やスポーツ推進委員、地域総合型スポーツクラブなどとも連携し、市民がスポーツに親しむ（行う・観る・支える）機会を充実させ、スポーツを通じた地域活性化を図っていく必要があります。

◆ 目標と施策

目標1 自ら学び、教養を深める事業を行います。

施策1

犬山市民総合大学「敬道館」開催事業

- ① 犬山市民総合大学「敬道館」

「いつでも」・「どこでも」・「誰でも」自ら学ぶことができる生涯学習の場として、特色のある魅力的な講座を提供していきます。

また、多様で幅広い学部制とし、「文学部」「歴史文化



学部」「環境学部」「スポーツ学部」「健康学部」の5つの「専門学部」を開講するほか、名古屋経済大学と連携したオープンカレッジや、多くの市民に受講の機会を提供するために公開講座を開催し、事業に広がりをもたせます。

施策2 犬山市子ども大学開催事業

① 犬山市子ども大学

「地域の子どもは地域で育てる」を目指して、地域で活動している特定非営利活動法人犬山市民活動支援センターの会と連携し、郷土愛を育み、日本の伝統文化を学ぶ講座や体験型の自然教室など約20講座を、地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業として開催します。



施策3 公民館講座の発展・充実

① 公民館講座の開催

南部公民館を主会場に開催している公民館講座は、気軽に参加できる生涯学習の場として長年にわたり人気があるため、新たな講座メニューの開設や「1DAY講座」を開講することで、幅広い年齢層が参加できるよう内容を充実していきます。

② 犬山まなびクラブ(自主クラブ)と「習作展」

講座履修生が中心となって組織する犬山まなびクラブ(自主クラブ)の活動を支援とともに、制作した作品を展示する「習作展」を開催することで、学習意欲向上に寄与します。

目標2 社会教育施設を見直し、適正に管理運営します。

施策4 公民館などの見直し

① 施設の一元化に向けた見直し

中核的な公民館として位置付けられる南部公民館は、市民文化会館と同一敷地内にあるにもかかわらず使用料の減免制度が異なるため、一元化できるよう見直しを図ります。このため、根拠法令が異なる両施設をまず統合する必要があるため、その実施に向けた調査・研究を進めます。

② 今後を見据えた勤労青少年ホームの有効活用

働く青少年の福祉増進と、勤労意欲の向上を目的に開設された勤労青少年ホームは、時代と共にその利用形態や状況などが大きく変化してきたため、勤労青少年のための施設という位置づけから、他用途への転用を含めて今後のあり方と有効活用策を検討していきます。

目標3 地域の人材を活用し、中学校の部活動をサポートします。

施策5 中学校部活動への指導者派遣事業

① 中学校の音楽関係部活動に外部指導者を派遣

音楽関係の部活動では、生徒たちの楽器演奏技術の向上と、安定した指導者確保のため、中学校の吹奏楽部にプロとして活躍している講師を20人程度、外部指導者として派遣する事業を引き続き実施していきます。

② 中学校のスポーツ関係部活動に外部指導者を派遣

運動系の部活動では、顧問（教員）の実技指導経験の少なさを補い、活動の一層の充実を図るため、専門的技術の指導により顧問を補佐する役割を担う、各校の希望に基づき教育委員会が委嘱する指導員を派遣（各校10人程度）します。

目標4 青少年の健全育成を図ります。

施策6 犬山市青少年センター事業

① 青少年問題への対応

いじめや引きこもり、ニートの増加など、青少年の抱える問題がより多様化しているため、相談体制を強化し、青少年問題協議会、青少年センター運営協議会、青少年健全育成市民会議と連携し、地域ぐるみの対応を進めていきます。

② 青少年支援のためのネットワーク形成

青少年センターを青少年の健全育成の拠点とし、地域ぐるみで困難を有する青少年を支援するため、青少年問題協議会を核としたネットワークを形成していきます。

③ 青少年支援のためのキャリア教育

青少年に対するキャリア教育事業として、適応指導教室に通う不登校の児童・生徒を対象としたICT講座や、就労支援のためのICT講座などを、NPO団体との連携により開催していきます。



目標5 知的好奇心を高め、読書活動を推進します。

施策7 犬山市立図書館のネットワーク事業

① 蔵書構成とレファレンス業務

図書館司書の専門性を活かし、利用者に対する図書の貸出傾向や社会動向を把握しながら選書を行うことで、蔵書構成の方向性を決めていきます。また、レファレンス業務（利用者

が行う調べものに対する必要書籍の提供など)を充実することで、利用者ニーズに積極的に応えていきます。

② 学校図書館とのネットワーク化

市立図書館本館と楽田ふれあい図書館の所蔵情報が、市内小・中学校内に設置されている学校図書館とのネットワーク化によって検索が可能となっており、希望する図書を学校まで配本することで、児童・生徒の調べもの学習の補助や読書意欲の向上に役立てます。

施策8

子ども読書活動推進事業

① 若年層への読書活動の推進

平成25年3月に策定した「犬山市子ども読書活動推進計画」に基づき、図書館ボランティア団体と連携しながら児童・生徒を中心とした読書活動の推進を図っていきます。

② 読書通帳の配布

小学生以下の子どもたちを対象に読書通帳を配布し、学校や家庭などで活用し、本に触れる機会を創出し、楽しみながら読書ができる環境づくりをしています。

③ 図書館「一日司書」の実習や職場体験の実施

図書館に親しみを持ってもらうため、小学生などの一日司書や図書館見学のほか、中学生の職場体験、高校生のインターンシップを積極的に受け入れます。図書館の役割や、書物に関する知識を学ぶこうした機会の提供を通して、図書館の利用や読書についての意識を高めます。

目標6 芸術・文化に親しむ機会を提供します。

施策9

犬山市民文化会館自主事業

① 芸術・文化活動の拠点施設

芸術・文化活動の拠点施設に位置付けている市民文化会館では、市民芸能祭や市民音楽祭などの市民祭典を中心とした自主事業を開催することで、市民が気軽に芸術・文化に親しめるよう努めます。

② 共催事業への支援

広く市民を対象として、新規に行う芸術性、創造性に優れた事業を企画する団体などに対して、犬山市教育委員会が一定の条件の下で「共催事業」として支援します。

施策10

芸術・文化振興事業

① 市民芸能祭の開催

犬山市文化協会芸能部が中心となって舞踊などの古典芸能をはじめとした舞台での発表会と、鑑賞の機会を提供する祭典である市民芸能祭の振興を図ります。また、発表会を通して新たな芸能団体の発掘にも努めます。

② 市民展の開催

日本画・洋画・彫塑工芸などの美術作品と、俳句・短歌などの文芸作品を、市民から公募して展示発表する市内最大級の芸術祭典である市民展を、犬山市文化協会美術部が主管となって開催し、市民が芸術に親しむ機会を創出するとともに、鑑賞を通した文化レベルの向上に寄与します。

目標7 スポーツの拠点施設を整備します。

施策11 屋外・屋内スポーツ施設の適正管理・運営

① 安全・安心・快適なスポーツ環境の提供

2つのアリーナを有する「市体育館」や、サッカーを中心として全天候・終日の利用に対応できる人工芝の「多目的スポーツ広場」をはじめ、夜間照明設備のある「山ノ田公園（テニスコート・野球場）」や公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会の公認コースである野外活動センター「グラウンド・ゴルフ場」、ソフトボールコートが4面確保できる「木曽川犬山緑地」、専門性を有した「武道館」や「弓道場」、温水プールをはじめマシントレーニングやスタジオプログラムなど総合的なスポーツメニューが可能な「フィットネスフロイデ」など市内に点在する多彩なスポーツ施設を、市民が安全・安心・快適に利用できる施設となるよう管理・運営していきます。

② スポーツ施設活用による計画的な財源確保

市体育館では、ネーミングライツ（施設の命名権）制度を導入し、その収入（命名権料）をスポーツ振興基金に積み立てています。また、市体育館や内田多目的広場テニスコートでは、施設の維持管理や運営コストなど施設に係る経費を根拠として施設使用料を設定し、受益に応じた金額を利用者に負担いただいています。

目標8 スポーツの事業・推進を図ります。

施策12 地域コミュニティでのスポーツの推進

① ニュースポーツの普及・啓発（スポーツ推進委員）

スポーツを通じた市民の生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりを図るため、年齢や性別、体力差なども関係なく、誰もが気軽に参加できるニュースポーツ（キンボール、カローリング、ユニホッケー、タグラグビーなど）の市民向けの講習会や小中学校でのスポーツ教室、障害者（子ども）への体験企画や市民向けハイキングの実施を開催しています。

② スポーツを通じた地域コミュニティの創造（総合型地域スポーツクラブ）

地域住民による自主的・主体的な運営のもと、幅広い世代の人々が取り組むことができる多種目のスポーツに取り組む総合型地域スポーツクラブの活動を支援していきます。

③ 小学校「ふれあい運動会」の開催

市内各小学校で「ふれあい運動会」を開催し、運動を通じて老若男女を問わずスポーツを

通した世代間の交流と、地域コミュニティの絆づくりを図り、スポーツに親しむ機会と場を提供します。

施策 1 3 学校体育施設開放事業

市内の全小中学校の運動場と体育館、犬山南高等学校の体育館を、一定要件を満たした登録団体に開放し、学校体育施設の有効活用を図り、市民に身近なスポーツ環境を提供します。

施策 1 4 マラソン大会事業

犬山観光駐車場を会場とし、城下町をコースとする「犬山シティマラソン」と、内田防災公園を会場とし、日本陸上競技連盟公認コースである「読売犬山ハーフマラソン」の2つの特色あるマラソン大会を開催し、のべ約1万5千人のランナーが市内外から参加することで、本市のスポーツ振興だけでなく、スポーツを通じた地域活性化を図ります。



施策 1 5 スポーツコミッショング設置事業

市内のスポーツ資源（施設・事業・人材）を活かした『大会や合宿の誘致』などを行い、市内スポーツ活動の活性化を図ります。

さらに、スポーツ資源と本市が有する多彩な資源と結び付けることで、新たな観光要素を生み出し、「スポーツを通じた人と人との交流」や「交流人口（市外からの来訪者）の増加」を図り、より地域全体の活性化を目指します。

4. 学びを広げる【歴史まちづくり課】

◆ 現状と課題

- ① 文化財の保存・伝承においては、その価値を維持することが求められます。現在、国の指定文化財である史跡の調査・整備や、祭りの保存・修理、登録文化財である建造物の保存・修理などは、専門家などにより組織された委員会の技術指導と監修の下で進められています。
- 一方、指定や登録の対象となっていない文化財については、継続した調査の実施と資料の蓄積、それらに基づいた保護施策の推進が必要です。
- ② 犬山城下町地区は、町家などの修理・修景や、電線類地中化などに取り組んできた結果、伝統的な町並みが再生し、現在は多くの観光客で賑わっています。
- しかし、歴史的建造物の維持管理に要する所有者の負担は大きく、少子高齢化が進む中、伝統的な町並みを形成する町家などの数は徐々に減少しているため、保存の重要性を喚起し、効果的な支援を継続する必要があります。

◆ 目標と施策

目標 1 歴史・文化財の保存・活用を図ります。

施策 1

犬山城城郭保存活用事業

- ① 犬山城城郭の調査

国宝天守以外にも、犬山城城郭には多くの歴史的価値の高い遺構が残存しています。これらの調査を進め、犬山城城郭を「犬山城跡」として恒久的に保存するための国史跡指定を目指します。

また、史跡指定後には保存活用計画を策定し、計画に基づいた適切な保存、管理を行います。



施策 2

犬山城天守保存修理事業

- ① 犬山城天守の保存修理

昭和36～40年にかけて大修理を行った犬山城天守に経年劣化が見られるようになってきました。国宝を恒久的に保存するため、「犬山城修理委員会」により修理方針を決定し、文化庁及び専門家の指導・助言の下、保存修理工事を実施します。



施策3

史跡東之宮古墳整備事業

① 東之宮古墳の史跡整備

東之宮古墳の恒久的な保存を図り、過去の発掘調査の成果を広く周知するために、関係者との協議を進めながら史跡整備を進めます。また、東之宮古墳を市内外へ周知するための普及啓発活動を推進します。



施策4

民俗文化財保存伝承事業

① 無指定の民俗行事の保護

文化財の保存伝承における後継者育成は、少子高齢化の時代にあって、今日的な課題となっていることから、後継者育成を含めた総合的な支援を行っていくため、神楽屋形、伝統行事等に使用される道具などの保存修理及び新調、後継者育成事業に対して助成を行います。



施策5

犬山祭伝承保存事業

① 犬山祭の伝承保存

民俗的価値が高く、地域の生活文化の核として住民を結集する上で重要な役割を果たしてきた犬山祭の車山行事（ユネスコ無形文化遺産・国指定重要無形民俗文化財）を後世へ正しく継承し、車山13輦（県指定有形民俗文化財）についても文化財保護の立場から現況を把握して、有形・無形の双方併せた保護施策の推進を図ります。

② 保存修理事業に対する支援

車山などの保存修理事業に対しては、犬山市文化財保存事業費補助金の交付による支援を行います。事業は、専門家などで構成する「犬山祭伝承保存委員会」において方針が慎重に協議・決定され、文化庁の指導と専門家による監修の下で実施されます。



施策 6

「歴史的風致維持向上計画」の推進に関する事業

① 最終評価の実施

平成30年度は計画期間の最終年度であるため、重点区域を中心に行開してきた事業の評価を行い、計画の達成度と効果を検証します。この最終評価を基に、歴史的風致の維持及び向上のため、以後どのような施策が必要なのかを検討します。

② 第二期計画の策定

引き続き、歴史的風致の維持及び向上に取り組むために計画の第二期認定を目指します。

第一期計画の最終評価を踏まえ、達成できなかった事業の方針の見直し等を行います。



施策 7

石上祭総合調査事業

① 総合調査の実施

富士地区を中心とする尾張北部地域に伝承されている石上祭（市指定無形民俗文化財）の総合調査を実施し、現状の実態と往古の痕跡の詳細な記録を作成します。その成果を地域の伝承活動や生涯学習、学校教育の場で生かし、また、専門家、研究者等の利用に役立てるなどして、伝承基盤の強化と地域の活性化を図ります。



目標2 歴史・文化のネットワークづくりを進めます。

施策8

青塚古墳史跡公園管理・活用事業

① 青塚古墳史跡公園の管理・活用

青塚古墳は、4世紀中頃に築造されたもので、県内で2番目の大きさの前方後円墳です。

管理業務を「特定非営利法人古代邇波の里・文化遺産ネットワーク」に委託し、青塚古墳の特徴を活かした「青塚古墳まつり」や、ガイダンス施設を有効に利用した「ニワリカレッジ」「体験プログラム」などの地域住民との交流を中心とした取り組みを進めています。



施策9

(仮称) 新からくり展示館整備事業

① (仮称) 新からくり展示館の整備

現在のからくり展示館（文化史料館別館）は、犬山祭の山車からくりや座敷からくりなどを多数展示し、実演や人形師の工房の公開などを通してからくり文化の魅力を紹介しています。しかし、建物の老朽化が著しいうえ、土地・建物は民間から賃借しているものであり、土地は「土砂災害特別警戒区域」「土砂災害警戒区域」に指定されているため、文化史料館本館敷地内に移転し、(仮称) 新からくり展示館を整備して、より効果的な情報発信に取り組みます。

目標3 城下町地区の整備を進めます。

施策10

伝統的建造物保存事業

① 伝統的建造物の保存

市内の登録有形文化財建造物などの伝統的建造物の保存を図るため、修理基準を定め、修理の監修や、保存・活用に関する助言、保存修理費用に対する補助などを行います。また、市内の伝統的建造物の調査を行い、貴重なものについては、文化財登録するなどして、保存を推進します。



第4章 計画の推進にあたって

1. 推進体制の強化

計画の推進に当たっては、行政だけでなく、関係機関・団体が連携しながら一体となって進めていくことが重要です。特に、次代を担う子どもたちについては、健やかな成長を見守り、育んでいくため、それぞれの役割や責任を再認識し、連携をより一層強め、計画の実現に向けた取組みを次のように進めていきます。

(1) 庁内推進体制

各施策を効果的かつ確実に進めていくために、福祉の分野をはじめとする市長部局の関係各部課や関係機関と連携し、庁内の推進体制の強化を図ります。

また、すべての職員が子どもの教育環境に配慮し、各自の職務を遂行することができるよう、職員の教育行政に関する意識を高めていきます。

(2) 学校との連携

学校の教育環境を的確に把握するために、学校現場と連携を密にして情報を共有し、学校と教育委員会事務局が協働できるよう連携を深めます。

(3) 保護者・地域との連携

各施策を具体的に進めていくために、保護者、地域住民などのニーズを把握するよう努めます。また、諸事業の実施に当たり、保護者や地域住民をはじめ、関係機関・団体の理解や協力を求め、地域全体で教育を進めていきます。

(4) 国、県との連携

国や県に対し、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

2. 計画の進行管理及び点検・評価

この計画を着実に推進するためには、各事業の進捗状況・効果等の進行管理を行い、その結果を検証・評価し、必要な見直し等を行い、効果的かつ有効的な事業を進めていく必要があります。

そのため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、教育委員会が毎年行う、事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の中で、この計画で示した事業の達成状況・効果等について、担当課による自己評価及び教育委員からの意見に加え、学識経験を有する者の知見を活用した評価等の多角的な視点から評価と進行管理を実施していきます。

また、その結果を議会に報告し、広報紙やホームページへの掲載などにより市民への周知を図ります。

